

会 議 録

会議の名称	第25回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年9月24日（木）19:00～21:00
開催場所	市役所4階 401,402会議室
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授 市民公募委員（伊藤委員、奥田委員、帯谷委員、金田委員、北野委員、北原委員、鯛委員、高原委員、中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、横田委員） 市職員委員（西尾委員、山中委員、吉本委員）
	事務局 百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員13名
議題	第2次条例案（たたき台）について

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・本日の欠席者について

2．議題

「条文素案」の議論

会 長 早速、入っていきたいと思います。前回、第26条を意見いただいて、確定する以前に原案を作ってくださいということで時間切れになりました。ですので、今日はこの第26条の行政側がみなさんの意見を踏まえて作り直してくれた案をご議論いただいて、次に移っていき

たいと思います。ちょっとだけ聞きたいんですけど、ローマ字のNPOとなっていますけど、これは法制担当者は大丈夫と言うてます？

事務局　　ちょっとそのへんはまだ確認はしておりませんので、確認するようにいたします。

会　長　　もし「NPO」があかんとするた場合どうするかというのがありますよね。その場合は法律のあれでいきますか、「特定非営利活動促進団体」とか。

事務局　　はい。

会　長　　はい。それだけちょっと見ておいてください。それではこれで案が出てきました。これについてご意見ございましたらちょうだいしたいと思います。もともとの案では、コミュニティ活動と言いますか地域共同体づくりの活動だけになってしまっていて、特定目的のための公益活動が除外されてるやないかということで、両方を含んだというのが趣旨ですね。これでよろしいですか？

委　員　　やっぱり今、まちづくりというのは自治会等の地域活動団体、それからボランティア、NPO等の目的別非営利活動団体などいろいろたくさんあると思います。それが今のところあまり横の連携もないので、地域の中で協力・協同することによって、より地域住民自治というんですか、こういったものが評価されるといった、その辺の協調が私は本来この26条の視点ではないかと思ってたんですが、この文章だとなかなかそういう風に理解しにくいなという気がします。地域活動団体とそれから、いわゆる目的別非営利活動団体とかね、協調して本当にこのもっと地域の共通する課題について協力し地域自治をするんだというあたりを受け取れるような内容にならないかなとあれがするんですけど。

会　長　　そこまでこの条文で書き込むというのはまずないんじゃないんです。前文からずうっと基本原則、まちづくりの理念とか書いている。それを受けて、こういう風に制度的支援しようという各論になるわけですから、この各論の条文の所にそういう効果とか理念まで書き込むというの

は、くださしいんちゃいます？そういう気が僕はするんですけどね。例えば基本理念の所で第3条の第4号で「人と人、人と地域のつながりを促進し、活力に満ちたまちづくりを進めるものとする。」となっておりますし、それから「自律共助の原則」とか、「市民参加、参画及び協働の原則」それから「市民の権利」の所で「まちづくりの主体」であるということとか全部「これを具体的にはどういう風に応援するの？」というのを受けた条文だと思うんですね。今、おっしゃってるのは、もう一つの解釈としてコミュニティ型の地域活動だけやなくて、アソシエーション型の目的別の市民活動と2つうまく重なって地域社会がより強くなりますよということをおっしゃったと思うんですけどね。それは前回の議論で確認はできてると思うんですよ。だからここでボランティア、NPOを追加したわけですよ。だからその辺のご懸念はないんちゃうかなと思います。否定しているわけやないんで。

委員 それとですね、こういう地域の公益活動を推進するための体制である地域住民協議会を作ると言うてしまったらいろいろ問題がありますので、しかし、そういうのを目指さないと、やっぱりそういう市民公益活動が実体的な体制にならないので、そういうのを目指すとか考えると、そういうような文章を入れた方が良いと思うんですけど。

会長 ちょっと会議録を確認しますね。

事務局 前回の議事録の中で、もともとの第2項の書き方であっても、大和郡山市の進化発展と共に弾力的にコミュニティ施策をうてるというニュアンスになっているんじゃないかなという討議をいただいていたのかなと思ひまして、その辺については従前の表現を使わせてもらっているということです。

委員 今後どういう風にしていくんかということと、それから実際にここに書かれている団体が協力し合っていく、本当に地域の住民自治となるためには、それを保障する体制がね、必要だということで、すぐにはできないだろうけども、地域住民協議会みたいなものをね、目指すんだとか、作っていくことができるという項目を入れるという風に討議があったと思うんですけど。今後の体制をどのようにしていくかというのが漏れているような気がするんですけど。

委員 関連事項で僕がこないだ言うてたんはね、ここに、確かにええ言葉やねんけれど最後に「適切な支援を講じなければならない」では文章が弱いからね、例えば第3項に「市が積極的にコミュニティ計画への支援条例を作るべき」とかね、そういう言葉をはっきりと入れておいた方が今、言うてはる言葉にね適応するんちゃうかなあと僕は思うから、そういうことを僕こないだ言うたと思うんですけどね。

会長 あのね、会議録を今、見ていたらね、27～28ページにかけて住民自治協議会というのを第3項で「結成することができる」とかね、入れることは可能だけど、それについてどう思いますか？という議論を進めておったんですが結論が出てないんですね。

委員 だからこれをここで今みなさんと、第3項にね、今言うてる条例とか会長が言われた文言を「住民自治協議会を作る」とかね。それで要はね、聞きたいのはね、これあの例えばコミュニティ計画の支援条例とかつくってもらえるでしょ。ほなら自治会とかいろいろ出てきますわ。その時にね、いつも市長が言うてるこの自助・共助・公助か、そこで結局なんちゅうかな、住民と市との補完性の原則というんかな、そういうことでそのいっぺん補助金の行政の役割の見直しというか、そういうことでね、いっぺんそういうことで補助金も見直そうやないかという風に僕はこの一言で発展していかへんかなと思うねん。せやないとね、自治会にはもう、例えば自治会長になったらやなずっとやな、これ20年も30年も1万5千円、だんだん減ってきたけども、今、1万300円かな、なんかそんなんでしたわ、自治会のね。郡山市からこういうのもろてますやんか。前、バス代の代わりに出てたやんか10年ほど前にな。バス旅行に自治会長が行ってたけど誰も行かんようになって。だからここにそういう文言を入れておいたらね、どんどん発展していくんじゃないかという気がするんです。

会長 ちょっと待ってくださいよ。今の議論ちょっと戻します。ちょっと間違っただことを言うてますわ。前回ね、確かに議論でたんですよ、住民自治協議会つくれるよう書いたら良いと。ところがNPO支援とかボランティア支援ということすら、きちっと制度化できていない。そこでもっと精密に議論していかなければいけないだろうと。このまちには例えば箱本制度もあるし伝統のある自治会もあるし、それらは千

差万別で相当突っ込んだ詳しい議論をしないと、条例でくくってしまうのはちょっと僭越ではないかと、なので協議会を作りなさいと決め付けるのは具合悪いやろうなど、なので今後これを展開しやすい条文にとどめていこうという結論だったと、そういう会議録になってますわ。

委員 「作らなければならない」という断言やなしに、将来そういうのを作っていくという、実際にこういうあの推進するという項目をね、他の自治体の条例にも載っているのですね、だから郡山でも今すぐそれをやるかどうかは別問題として、こういう地域住民協議会を推進するんだということをうたっていくという解釈でしたので。

会長 だから将来、展開しやすい条文にしておこうということで第2項になった。そういうことです。だから漏れてないんです。議論としては今ここで決められないし、それは政策的にも成熟していないのにこの条文でいきなり決めつけてしまうとすごくややこしい議論が出てくるやろねということやったから「適切な支援を講じなければならない」というところでとめておいて、それが段階的に発展していくと共に、この条文を根拠として手が打てるようにしておきましょうと、こういうことやったと思うんです。確かにあの時に「住民自治協議会を作ることができる」とか踏み込みますかと逆に僕は問題提起したんですよ。で議論していたらやっぱり結構、難しい問題やぞということになってきたと思うんですわ。そう一筋縄ではいかんなど。

委員 「講じなければならない」ということですが、もう1つね、とどめておくということより、もう一步踏み込んでね、「窓口を設けておかなければならない」と入れたらありがたいと思います。よく似たNPOもあればボランティアもものすごくあるんですよ。補助金も助成金もばらばら。「講じる」ってどないして「講じる」んだと聞かれた時に市職員が答えられますか？もう少し答えられるようにしておいてあげないとどうにも決められないでしょ。だからもうちょっとちゃんとした文案がないでしょうかということをお先ほどから言っておられると思いますよ。経験上、いろんなことをやっていますけど、いつもこれで引っかかる。

会 長 あかね、あくまでこれは僕の私見ですけど、大和郡山の現状を見るに、いわゆる地域共同体の地縁系の自治会活動も千差万別で、加入率も千差万別だと思いますね。で、やっぱり新興住宅・団地系の自治会長さんと旧街道筋系の古い自治会とでは同じ自治会と言っても中身がかなり違いますよね。そこらあたりをあのどういう風にきちっと把握し整理し直すかということはまだ郡山市として統一方針が出てないんじゃないかなと思うんですね。で、その辺が条文の方だけで先に走ってしもうて、逆にそれが足かせ手かせになってね、何とかな、各団体にとってもものすごい、こんな条文に取り決められたらかなんと。

委 員 だから、それすらなければしないでしょと言っているんです。

会 長 いや、「適切な支援を講じなければならない」だから

委 員 それだけでいけますか？

会 長 それは行政の決意次第でしょうね。ただ、「支援を講じなければならない」だから、これを「具体的にどうなってるんですか？」ということは聞けますわ。講じる努力をしていなかったら違反になるわけです。コミュニティ政策とNPO支援政策とは全然、別の政策なんですよ、実は。市民公益活動と一本化していてもね。中身の性格がちょっと違いますねん。その担当部局の窓口も整理して、今後どうしていくかという政策的な方針も作らないといけない。それをここでは義務づけるわけですから。「適切な支援」とはそういう意味です。ほったらかしでは済まん話ですよ。

委 員 これで義務づけられると会長がおっしゃるなら安心なんですけどね。

会 長 「講じなければならない」やから義務条項ですよ。ただね、そこでNPO支援制度あるいはコミュニティ支援制度を策定し、そしてそれを実行しなければいけないと決めつけてしまうと郡山的には、いけるんかなあと、まだそこまで整理できてへんのちゃうかなあという気がしたんです。前回の議論では地域活動団体だけではやっぱりまずいということで、ボランティア・NPOも入れた。これはだいぶ前進だと思うんです。なので行政的にはこの条例が可決された段階で即、「市

民公益活動の取扱指針」とか「コミュニティ政策の基本方針」などを作らざるを得ない。で、それを条例でもういっぺん担保せなあかんとしたら、また別の条例を作らないとあかんという所に進まざるを得ない条文なんです。そういうものすごい、ある意味できつい条文です。ただ具体的にそういう制度をここの条文に書き込むことをこの委員会が踏み込むことは僭越ではないかと前回、申し上げたんですね。そこまで決めつけられるかなあと、その辺、事務局どうですか？

事務局 会長がおっしゃっていただいているように整理がまだついていないという状況があるのかなと、前回の議事録の中でも「展開しやすい条文で」ということで第2項のような条文が良いのかなということで今回、提案させていただきました。

委員 たいへんね、しつこいようやけどね、会長の言うこともよく分かりますが、現実問題として、私が言いたいのはこないだね、市長とある会合で対談した時に市長がマイク握ってね、65歳以上の人で郡山市で一人暮らしのご老人の方は7,641人おられますねん、と堂々と言うた。それをね、この前、副会長が言うたように金庫の中に入れている。それどないしますの。いや～っちゅうてますわ。今年の3月2日か3日に奈良市の場合は、民生児童委員を使って全部回って8割方、登録されましたよ、隣の町ですよ。郡山はまだしませんのか。というたら、いや～、ちゅうとんのね。市に僕らは住んでるんですよ、だからきついこと言うんです。そら僭越か何か知らんけどね、がーんとくる言葉を入れんことには郡山はなおらへんと思うね。

委員 会長は僭越と言いますが僭越なんて全然あてはまらないですよ。

会長 というのは、この委員会だけで議論できることではないでしょと言ってるんです。

委員 僭越なんてもの度外視して、いわゆる憲法みたいなものを作ろうとしているわけだから僭越も何も無いわけですよ。

会長 いやいや、そういう各論まで踏み込むだけの議論は尽くせないから僕は僭越だと思ったんです。というのは地元の方の話も聞いてないし、

当事者の話も聞かないとあきませんよね、政策として確定させるんやったら条例で。そういう経過が踏まえられているんやったら条文を作るとは可能だと僕は思うんですけど、だからこれはとても意味の深い大きな提案になるから弾力的な条文でいったらどうかという風に申し上げたんです。

委員 この表現では何もできないだろうというところが感じられるから、前回でも条例を作るような部分をこの中に明記するような形で方向性を打ち出して

委員 そうそう、その言葉が住民自治協議会を作れということやねん。

委員 それが僭越ということは、全然さらさらおかしい話。

委員 それでもめて、あと事務局にまかそかとなったんやけど、その文言が抜けてるからな。

会長 例えばね、生駒市の条例は私も策定委員会の委員長をしたんですが、第43条で「住民自治協議会等」と明確な定めを作ってます。第43条は第6項まであって「一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織(以下「市民自治協議会」という。)を設置することができる。」で「市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。」「市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

「市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。」「市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。」「前各項に関することは、別に定める。」となって極めて明確な条文になってますわ。この議論は5年やったんです。ですから、これだけの条文で明確にできて議会も通過したんですね。こういう市民自治の組織をどうするかという議論を本格的に我々が今この場でやるとするならば、またものすごい時間をかけてやらなあかんの

ちゃうかなと僕はそれを危惧したわけですね。それで例えば従来の自治会さんとか、いっぱい交えてですね、どうあるべきかということをご意見を聞いてやるべきじゃないですか？

委員 もう現実にね、世の中、動いてるんですよ。自治会や NPO やそういういろんなもんが動いているわけです。今は何もなしに走っている。だから早急にこの議論をここでやるんですわ。そうでないと、お金の
ある人ない人は別にして意欲のある人が貢献しようとしてもできないし、何の集まりもないバラバラの組織の中でみんな動いてるんですよ。だから早く、何かどこかで条文を決めて進むということを明示したらどうですか？

委員 住民自治協議会の構成は自治会が数的に、多いんだろうと思いますが、私の前回の発言をもう一回、読み直したんですがその通りです。やっぱり今、縛りかけた場合に、それに後で左右されるというようなことではなくて、その時に今、他の委員さんが言っておられるようなことが取り入れられるような取り組みの姿勢というのが「適切な支援」という言葉で一番良いんじゃないかと思います。これをぱっと議会にあげて、そのまま流れていくというもんでもなくて、後でどこかでまだ揉みはるやろうと思います。それはなぜかということ、会長がおっしゃっているように、住民自治協議会を作るについて、ここだけの話であつたらそれはできますけども、後で構成員になるであろう人達の意向というものをほっておいて、ここで決めてしまうことが僭越だとおっしゃってるんじゃないかと思います。

会長 そのつもりです。

委員 だから、住民自治協議会という言葉がないということで今いろいろと
言われていると思うんです。事務局が作った案にはその言葉がないんですけども議事録を読めば、しっかりその話は適切な議論がされていて、適切な言葉で収められているのではないかと思います。住民自治協議会はできるならした方がよいとは思いますが、ここには自治連合会の会長も社会福祉協議会の役員さんもおられないし、そういう人たちがその協議会に入っているいろいろ話をなさるわけですから、あまりに先に決まっていることはベターではないと思います。

会 長 その議論は前回の会議録の31ページに残ってますよね。なので、「適切な支援」でとどめた方が良くということですね。と私は聞いてるんですね。で、「適切な」やったら一番融通があってどのようにも運営していけるんじゃないかと思えますという風に、

委 員 「適切な支援」やなしに、「適切な支援条例をつくらなければならない」こうやったらあきまへんの？

会 長 それは条例の中に入れること違いますね。だからね、ちょっと危惧しているのがね、ここに住民自治協議会とか地域協議会とか名前は何でもええですけど、ここにもし条文を起こしてやってしまったら一人歩きし始めるわけですね。それは当然、それに関する規定、定めをまた精密に作らなあかんようになってしまって、それがものすごく重たいものになってくる可能性がある。もっと弾力的により良いものをこれからやっぱり設計していかなければならないと思います。だから順番が逆さまになっているかもしれない。その議論をきちっとし尽くしたうえで、その時にこの条例をですね、追加するとかそういう方法だあってあってええんちゃうかなと思いますね。だから見直し条項もありますから、それに繋げていけるぐらいの方がええんちゃうかなという気がしたということですね。

委 員 「適切な支援を講じなければならない」に含まれていると理解していいですか？

会 長 そうです。

委 員 今、自治会、NPO やボランティアがそれぞれに動いていると、そうじゃなしに横の連携も含めてね、協力してやっていくということで、より良いまちをつくっていく、そして市は援助していくということだと思っんです。住民自治協議会には別にもうこだわりませんからええんですけど、そういう風な地域をつくるということで市は支援すると理解できたら良いんですけど、この文章だとどうも個々の団体に対する人材育成とかね、全体的な地域づくりに対して市はどうするんだというのが見えてこないという気がするんで。

会 長 分かります。つまり、もういっぺん確認しますと、第26条の第2項のままで読んでいくと、「個別の自治会活動とか、個別の非営利活動、無差別に支援し、人材育成とか物資、情報の提供等、その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。」となってしまうって、何か無分別というか無差別な感じがせんこともないと、そういうことですよね。確かにその危険はありますね。

委 員 既存の組織を念頭に置いている感じがしますね。

委 員 すぐに進行していくようなんが良い。もう65才以上の人、どっと増えてきますからね、早いことしないと動けないでしょ。

委 員 それね、条例とは違ってね、今アイデアサポート事業あるでしょ、あの中でそういう全体をコーディネートみたいなするような部分を作ってもらって、ほんで市から30万やったら30万もらって、ほんで全体のことコーディネートしますよということをばんと言わなあかんよ。それを作ってもらったらね、このことについてはやな、横の連絡が取れてやな、いろいろできる思うねん。ここはこのままで置いておくとしたら。でないとい言うてはるようにね、今たくさんできてきますやんか、そこをうまいこと、せっかくアイデアサポート事業あるからね。

委 員 いや、だからそういう文言をここに入れておかないとね。ここで議論していても、この文章だけでは薄くなってしまうから。

委 員 なんかないの？そういう言葉。

会 長 それは、「市民公益活動支援センター」みたいな組織とか場所があれば動きますわね。

委 員 だからそれをアイデアサポートでやな、支援センター作ってもらったらどう？

会 長 あるんかな？

委員 アイデアサポートあるから利用できるやろ？

事務局 センターはないですね、今のところは。

会長 そうすると、いわゆるNPO型の活動と自治会型の活動との取扱窓口は別になってるんでしょ？

事務局 別ですね。

会長 それはたいがいの役所、そうってますわな。そこんところなんですよね。

委員 自治会まで出てきたらややこしくなるから、それはもめるから、今言うてはるやな、いろいろいっぱいしたいと思ってはる人を助けるようなね、今言うた、65になってアイデアサポートでひらえるように、そういう条文をここに作ったらそれで、すっと行きますやんか。

委員 アイデアサポートの500万円の予算が永遠につくという保障はないですよな。

委員 保障はないけれども、アイデアサポート事業を何年か続けていくことで、ある程度のものができるから、そのうちにこれ、今作っている基本条例が効いてきてやな、アイデアサポートでそれあるやないかと、そりゃうまいこと発展してやな、今度は自治連合会に入ってもらいましょとなるんちゃう、それこそ今言うてるやな住民自治協議会みたいなもんがやな、そこでぱっとできまっせ、将来的に。

委員 「適切な支援を講じる」というのが、その住民自治協議会に繋がるような動きを、その接着するような扇の要の場所に市役所の市政があるということですよな。自分たちが束縛されるような文言を使わないことやと思います。

委員 ほな、これでいけるんかいな？

事務局 そうです。この条文自体が適切な支援をしましょうということなの

で個別にそのアイデアサポート事業でどうかというのは、入れることはちょっと難しいと思うし、そうなったら縛ることになると思います。あと基本理念でそういう補完・協働とかそういう文言が出てますので、ここはあくまでコミュニティ共同体とかコミュニティとか、あとアソシエーションについて支援していきましょう、市民の方は関心を持って参加していきましょうというのにとどめても良いのかなという気がします。

委員 いや、そういうことを言っていないですよ。援助してもらうよりもNPOとかいろんなボランティアと一緒にまず見れるところがないでしょと言ってるんです。類似のボランティア活動はものすごくあるんですよ。それが1つになってなかったら方策が見えないでしょ。予算の出しようがないでしょ。

会長 それは行政施策の話であって。

委員 いや、だからそういうもんができるような文章はこの中にないんですか？

会長 それがこれです。

委員 それでは弱いと言ってるんです。

委員 弱いことないわ。

会長 強めるにしたってどう強めたらいいのか？

委員 もうちょっと現実味を帯びた文章にしないと、花形的になってるんじゃないかと思う。

委員 せやけど考えてみたら、この文章で行けば逃げ道あるから、アイデアサポートでもそういうこと作れるんちゃう？

会長 だから「人材育成」でしょ、「物資、情報の提供等その活動を推進するための」やから場所も含まれるし。ちょっとみなさんに、もうお

諮りしてみましようか？別に多数決で決められる話じゃないんですけど、私も悩んでるんですよ。生駒市みたいに住民自治協議会を作ることができるとして第3項ぐらいでね、で住民自治協議会の細目については別途定めるぐらいに委任条文で逃げておいて、その住民自治協議会って何やねんということが解説なんかで書かれているというのも方法やなと思いますよ。住民自治協議会は条例上の公共的団体になりますから守秘義務もあります。民生児童委員は法律的に縛られていますけども、自治会、町内会はないでしょ。だけど住民自治協議会の名において、例えば見守り名簿を持つとかは条例で担保できるんでね、そういう良さはあります。なので僕も本当は郡山のようなしっかりしたまちならば「住民自治協議会をつくることができる」まで踏み込んで良いのかなと前から悩んでるんですよ。

委員 それ第3項に入れられませんか？

委員 会長、踏み込みましょ。

会長 まあ、ただそのイメージだけ言うておきますと、1つの地域に1つの住民自治協議会しか作れません。で、概ねその単位は小学校区以下、それ以上、大きくしない。というのが条件です。それからその協議会のエリアの住民さんは全員が自動的に構成員になります。私は嫌やという必要はないんですね、要は執行部とか代議機関に立候補するか参加することについての自由はありますよと、参加しないことで不利益な扱いは受けませんよということは、ちゃんと言うとかなあかん。で、そういう協議会を作った場合にどんなメリットがあるのかというのが、また、別途問題になりますけど、これは神戸なんかでも今やっている統合補助金、補助金みんな統合していけいけで使えるようにするとか、そういうメリットが出てきたり、それからまちづくりのアドバイザーみたいな人を派遣してもらえたり、それから市の公共事業の受託事業者になることができるとか、そういういろんな利点が出てきます。そういうところまで踏み込むかどうか決断ですよ。あんまり細部を決めてしまうと、また議論が奥に迷路に入ってしまう危険性もあるんで、「住民自治協議会等」ぐらいにして1個起こすかやなあ。

委員 もうそれをね是非お願いしたい。というのはね、何度もみなさんに

お願いしてるようにね、小学校区域でそういうものができるとう PTA、民生児童委員協議会、老人会、婦人会、自治連合会みんな入ってこれるわけです。それがいざという時に、今までの日本の本当に良かった時代の「おっちゃん、どないしてんの？元気か？」と声かけ合える地域ができて、いざという時に助け合いができる。それがご存知のように社会福祉協議会があるんですよ。あるんですけど、大和郡山市の場合は地区社協といって中学校単位くらいになってます。大きすぎて動きがとれませんねん。僕、理事やってるから言うねけれど、前に全然、動きませんわ。だからそれやったら悪いけど社会福祉協議会をね、小学校単位にしなさいと言うたらね、もういっぺんに反対される。

委員 縦割やなしにね、横のつながりができる組織をつくらないと、それぞれいろんなところで活躍してるのが見れんでしょ。だから、まちづくりであろうがハードであろうがソフトであろうが、そういうのが見える窓口があるんじゃないんですかと、そういうのを作っておくとええと思うんですよ。現実問題として横が何をしてるか分からないというのがあるんですわ。

会長 地域が縦割になってるんですよ。それを横割りにする形を考える。分かりました。ちょっとね、こればかり議論していたらもう時間がないのでちょっといっぱんペンディングして、次回にみなさんなりにご判断いただこうと思いますが、ちょっと生駒市の自治基本条例をコピーしてみなさんにお配りしてください。

事務局 はい、分かりました。

会長 議論がそこまでいっているのは上越市の第3項やね。

委員 ちょっと一点、質問があるんですが、住民自治協議会にはいろんなボランティア団体も参加できるんですか？

会長 そりゃできますけども、あくまでも地域の組織です。ここで言うてる「住民自治協議会」というのは、自治会、PTA、防犯協議会、青少年育成会、共同募金会と、だいたい地域の団体はこのようにたくさ

んあるわけですよ、それがみんな勢力が分散しているわけですね、で、みんなそれぞれが後継者不足に悩んでいると、言うてみたら人材のものすごい消費が激しいんですね。それをやめましょうと、横になった連合体をつくりましょうというのが「住民自治協議会」なんですよ。だけどその中核に座るのは絶対にここは自治会でないとあかんといってるんです。だからその地域だけで収まっているようなNPO団体であるとか、その地域を活動エリアにしているボランティア団体とかボランティアさんがおられたら、それも一緒に入ってくださいというのが正しいと思います。だけど市全域やったり大和郡山市を超えた形でやっておられるNPOもありますやん？そういうところも無理に入れと言う必要はないわけですよ。だけど、例えば地域におられる高齢者の問題、障がい者の問題、在住外国人の問題なんてのは今の自治会・町内会ではちょっと負えないところがありますよね、ちょっと太刀打ちできるところありますよね。だから切り離されてしまっている地域があるんですよ、そういうところに障がい者団体とか在住外国人の支援者団体とかも入ってもらいたいとお願いすべきなんです。そういう意味でボランティア・NPOも一緒に入ることができるにしたい方が良く僕は思います。だから性格はもともとちゃいますから、コミュニティ系の団体とNPOは、同じような扱いをしたらえらい目にあいます。だからここで言うてる市民活動団体支援というのはコミュニティ系の市民活動団体支援とアソシエーション系の市民活動団体支援と2系統あるということは、この間、理解されたと思うんですね。その政策が実在しますかと聞いているわけです。まだ未熟だと正直におっしゃったので、いきなり縛りをつけるような団体名称なんかを作るのは踏み込み過ぎじゃないかなということでここに収めたわけです。しかし今日のご意見の中には、「やっぱりもうちょっと突っ込んでくれ」というのがかなり強かったので、今、生駒市の条例をみなさんにお示ししますから、次回もう一度、腹を決めていただけますか？ちょっとこの議論をこのままやっても収まりがつかんと思うので、大切なところだと思しますので、もう1回、次回に向けてご意見いただきたいと思います。それでは第2項をペンディングということでお願いします。それでは先に進めさせていただきます。第27条ですが、ご意見をいただきたいと思います。

委員 第1項の「市民、事業者及び市は、」の前にね、「地方分権による自

治体の自律のため」というのを入れてほしいなあ。

会 長 これは前の方で言うてるんです。第3条第1号の基本理念で言うて
ます。だからこれを受けたものです。

委 員 そうすると次に2行目の「協働に至る考え方、相互の役割分担を明
らかにしたうえで」この言葉を「それぞれの役割を理解しながら」み
たいな言葉を換えるいうか入れるいうか、どれもよう似たもんやけど、
もうちょっと優しく変えられないかなと、パッと頭の中でひらめいた
んですよ。だから第2項のね、「市民が参画」というところに「主体的
・自主的に」という言葉を入れてほしいな。そうか「主体的」だけ
でもいいですけど。

会 長 それね、第2条の第5号にちゃんと書いてあるんですよ、「協働」
のところで参画も。だから重ね言葉

委 員 重ね言葉かなんかしらんけど、しつこういったらええんかと。この
「機会の拡充に努めなければならない」て、これも優しい言葉で、「こ
のときに市民の参画できるように市民協働条例を作らなければならない
」また書いたら、おかしいんかな、また縛ることになるんかな？

会 長 自治基本条例がある限り、そこに協働や参画が書いてあったら、そ
の条例はいらなくなると思うんですよ。奈良市は反対なんですよ。な
自治基本条例を作るにはちょっとあまりに膨大な作業がある。しかし
自治基本条例の精神を先取りしたいということ、前の市長がおっし
ゃったわけです。ならばエンジンにあたる条例だけ1つ作ろうという
ことで「参画と協働のまちづくり条例」を作るということで、この6
月に可決されたんですわ。だからあとは、もうパーツ揃ってますから
ね、自治基本条例いうたら体系を確認する条例でいけるはずなんです。
ただ大和郡山市の場合は、協働参画条例なしで本体の自治基本条例で
やってるわけやから、ここの第27条ですね、これでもう基本は抑え
られますから、あとは「協働及び参画の推進に関する要綱」とか、あ
るいは「協働参画事業推進方針」とかそういうので裏付けたら良いん
ちゃいますか。

委員 この「会長、副会長のまとめ」としてね、「原則のところにおおよそ書いてありますし、またそのようなご指摘もありましたので、もう少し具体的にし、原則から一步踏み込んだものにしていった方が良いかもしれませんね。」で終わってるんですけども、それはどう反映されたんですかね。

会長 原則がね、「市民参加、参画及び協働の原則」で「まちづくりは、市民の自主的な市政への参加、参画が保障され、市民及び市がそれぞれの責務に基づき協働し、進めるものとする。」ですよ、これが原則なんで、もう1つ踏み込んだのが第2項だと思うんですね、「政策立案、計画策定、実施及び評価等」と4つの流れがあるんですけど、その各段階に参画できるようにしましょうというのがこの踏み込みやと僕は理解してるんですわ。ここまで書いたらかなりきつい。

委員 これが原則から一步踏み込んだものということですね。この「評価」というのは誰が評価するんですか？

会長 外部評価ですから市民が参加して評価します。よく企業経営でいうPlan Do Check and Action、PDCAと言われるものです。Planが政策立案・策定、Doが実施、Check and Actionが評価、その4つのフェーズ全部が市民が参画してくださいよという、だからこの条文がある限り、いわゆる行政評価システムに市民参画の行政評価システムを作り外部評価をしてもらわんとあかんことになります。

委員 第1項の「協働のまちづくりを進めていく」とあってその次に「協働に至る考え方」とある。「まちづくりを進めるために協働しなければならない」の方が分かり易いんじゃないかと。それから「協働に至る考え方」というのがよく分からないので分かり易い表現にした方が良いと思います。

委員 だからさっきのところでちょっと言葉変えますけど、「市民、事業者及び市は、地域の課題は地域自ら解決することを基本に相互の役割分担を明らかに」と書いたら今の問題が解決するんでは？

会長 そうなると地域自治のエリアだけに「まちづくり」という言葉を収

束させてしまうことになりはせんかと思うんですけどね。

委員 「協働」というのは地域のことは地域で解決するというような文言に直したら、それで相互の役割にというた方がよう分かるんちゃう？

委員 「協働」の定義が第2条に出てますね。

委員 それにあてはまってるかどうかやな。今言うてはるのは、協働という言葉を使わずにもうちょっとええ言葉ないかということですよな。

委員 そういうことや。

委員 だから「協働」とは何ですかというのをきちっとしておかないと議論できへんねん。

会長 第2条の第5号で定義してあるんですけどね。

委員 「協働」書いてあるな。

会長 「協働に至る考え方」という言葉がいらんのちゃうかな。

委員 だからいりませんわな。これがおかしいねん。

事務局 ワークショップで出てきた意見なんで、精査してもらったらいいかと思います。

委員 削って僕が言うてるようなええ文言を、みんなで考えてもうたら一番ええ。僕はこの代わりに「市民、事業者及び市は、協働のまちづくりを進めていくに当たり、地域の課題は地域自ら解決することを基本に相互の役割分担を明らかに」とした方が分かり易いんちゃうかな。

会長 他市の言い方を使ってもいいんちゃいますかね。「市民、事業者及び市は協働のまちづくりを進めていくに当たり」というのがちょっとややこしいんだから「それぞれ互いに協働しようとする時は」に換えてしまったらどうですか？どっちもがという意味やからね。これに置

き換えたらどうですか？「市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとする時は相互の役割分担を明らかにしたうえで、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。」それで第2項は「執行機関は、政策立案、計画策定、実施及び評価等の各段階において市民が参画できるようその機会の拡充に努めなければならない。」これでどうでしょう？

委員 これ一步も二歩も踏み込んでまん。

委員 第2項でね、「市民が参画できるよう」となっていますが、「事業者」が抜けてますわな。

委員 市民に事業者が入ってんねん。

委員 それから「その機会の拡充」の「その」って何かいなという部分がありますな。協働ということであれば、「協働の機会を拡充」と「協働」という言葉を入れた方が良いんじゃないかと。

会長 これは、政策立案の段階・計画策定の段階・事業実施の段階・政策評価の段階の、参画の機会という意味です。

委員 じゃあ「参画できるよう参画の機会を」というわけですか？

会長 だから重ね言葉になるので、「その機会」と換えているわけですね。「参画できるよう参画の機会の拡充に努めなければならない」というたら2回、「参画」を使うから「その機会」となってるんです。

委員 事業者については市民に含まれているから、これでいいですか？

会長 これはもう定義で「市民」の中に入ってしまったから良いんじゃないですかね。だから第27条で「事業者」が入っているのは、敢えて市民の中には事業者も含めてますよということ、もういっぺん訴えたかったということでしょうね。

委員 ほんま言うたら第27条のトップの「事業者」を除いてもええぐら

いやねん。せやけど、これ入れておきましょうという意見があったので入ってるわけですよん。

会 長 念のため入れてるんですね。はい、それではこれでよろしいですか？ 他市の参考条文の「それぞれ互いに協働しようとするときは」を入れます。

それでは第28条「意見聴取制度」です。これについてご意見いただきたいと思います。これは世間で言うところの「パブリックコメント」ってやつですね。通称、最近は「パブコメ」と略してますけど、大和郡山市はもうパブリックコメント制度は動いてるんですね？

事務局 個別にはしてますけども、制度としてはまだです。

会 長 個別にやっているというのは各部局の判断？。

事務局 そうですね。総合計画についてしたり、都市計画マスタープランについてしたりです。

委 員 ちょっと質問ですけども、この A 案と B 案ですね、「執行機関は」というのが A 案ですよ、B 案は「市は」と。これ定義の第 2 条を見ますと明らかに「市」と「執行機関」は中身が違いますよね。だからこれはその次に付く内容はほとんど同じですよ。だからこれはどちらがふさわしいのかということだけじゃないでしょうか？

会 長 そうですね。「市は」とした場合に「議会」が入っちゃうんです。職員はもう当然、入ってきます。職員は、はっきり言いまして市長の補助機関なんです。だから「執行機関は」といったら市長及びその他の執行機関、全部含みますし職員も入るんですね。「市は」としたら議会が入っちゃうんです。だから例えば、議会が議員立法で条例だしますと言ったときにパブリックコメントかけなあかんということになっちゃうわけです。ところが議会をこれで縛りますと、また別途の問題が出てきます。それはね、パブリックコメントにかけることによって時間がすごくかかるので機動力が発揮できなくなるという危険性があるのと、それから議員の何分の 1 かで提案できますから小会派の議員集団が抵抗作戦としてパブリックコメントにかけえ言うて会期切れ

まで追い込むことも可能だという様々な批判があるので、議会は外すというのが今の流れです。

委員　　そういうの私らよく分かりませんのでね、専門家の先生からね、どちらがどうかという判断を示していただかないと、判断そのものができない、まあ私の場合はですよ。それでちょっと質問させていただきました。

委員　　第1項に「重要」とありますが、この判断は執行機関がするんですか？

会長　　これはね、パブリックコメントの規則または取扱要領を作って決めんとあかんと思いますわ、例え内規であつてもね。各部局が困ると思うんですわ。何が重要で、何が重要でないか分からんと思う。だから宝塚市の場合は、委員会の名において通達を出しました。逆にですね、困ったことに何でもパブコメにかけてるんですよ。パブリックコメントだらけになって、ものすごい業務量になったんですね。

委員　　逆に重要でなければかけなくて良いんですね。

会長　　ただし重要なものについての判断は、客観的な基準を示さんとあかんと思います。だから運用基準を作らんとあかんと思う。「なんでこれせんかったんや？」「いや、重要とは判断しませんでした。」「その重要か重要でないかの判断はあなたが勝手に決めてええんか。」とこうなりますから、やっぱりちゃんとした文字はいると思いますわ。ただ、条例でそこまで規定できないんで、「重要なものについて」と抑えておく。だからあとは正確に言うたら市長が定める意見聴取制度取扱規則とかいうのが一番良いんですけど、あまり規則で定めるのは...最近では内部要綱で定めるのが多いんですよ。

委員　　第3項をつくって基準の問題とかについて別途定めるにしておいた方が良いんじゃないですか？

会長　　別途定めるとなると、それはまた条例を作ることになってしまいかねないので。

委員 条例までいかんとしても。「パブリックコメントの対象となるものは別に定める」とか

会長 「パブリックコメントの対象となるものは別に市長が定める」とすると、また、市長が勝手に定めるんかということになりかねんしな。生駒市の場合は計画策定手続になってますね。

委員 ちょっとお尋ねしたいんですけど、これ平成 18 年 4 月 1 日に施行された行政手続法の改正というのは会長、ご存知？

会長 はい。

委員 それでいわゆるパブリックコメントの手続をせいということになってますので、この我が郡山市においてもですね、改正行政手続法によってパブリックコメントの手続の制度化というのが求められていますからね、今言うてたように第 3 項に文言を入れた方が市としては楽というんかうまいこといくんちゃいますの？

会長 これ、第 3 項を起こして、「意見聴取制度の対象となるものについては、市長がこれを定める」ぐらいにしとこか。

委員 そうですね。

会長 それ次回ちょっと案文だしてください。ちょっとこれ文章がね気になるのは、「政策及び計画の策定及び条例の制定で」というのが何や大阪弁やね。だからちょっとこう換えませんか？「執行機関は、市民生活において重要な政策及び計画の策定並びに条例の制定にあたり、市民が意見を述べることができる機会を保障しなければならない。」こうした方が並びいいんちゃう。それと法制担当に聞いてください、「及び～並びに」という言い方で良いか。じゃあそういうことで第 3 項の基準は別に定めるというのは判断してもらいます。

委員 A 案でいくということですか？そうすると「保障する」でなく「設ける」と言いきった方が良いと思います。

委員 「設ける」より「保障する」の方がきついと思うよ。

会長 そうですね。「保障しなければならない」の方がきついですね。それでは第29条にいかしてもらっていいでしょうか？

委員 いや、どうですかね今の。

会長 私は、「保障しなければならない」の方がきついから、行政にしてみたら逆にB案の方がええいうかもしれませんね。「機会を設けるものとする」ぐらいにしましょうか？

委員 みなさんの意見は？

委員 俺は「保障」の方がええわ。

会長 それでは第29条に行きます。これについてご意見いただきたいと思います。

委員 A案もB案も共に、審議会の中に公募委員を加えると、これは当然、評価してるわけですけども、質問も兼ねてなんですが、条例の中にですね、ワークショップの意見の中に2つ入ってるんですけどね、「公募の委員を一定の割合で加える」あるいは「公募委員の定数を決める方が良い」これが原案の中には入ってないんですけどね。削除されてるんですが、これは是非、私個人の意見としては、やはりもう少し加えてほしいと、もっと具体的にもっと踏み込んだ条例にしてもらいたいなど、まあその背景としてね、今現実に大和郡山市に30くらいあるんですか審議会、もうほとんど形式的なもので実効性がないと、まあ私が直接、審議委員に聞いた、2つくらいの審議会ですけど、本当に機能が発揮されていないと、いわゆる審議会というものはそれを審議し、それがどうだこうだと評価する、それがされていないわけです。まあ馴れ合いというのか、形骸化。各種団体の代表者とか、必ず市議会の議員は1人いれるとかね、だけどもほとんどじゃんじゃんじゃんですね。

委員 これ、審議会の資料を用意してくれるんじゃないのかな？

会 長 それ資料ある？

事務局 前に出したと思うんですよ。

委 員 出てないです。委員数までね分からないです、こちらは。10名くらいの審議会もあれば20名くらいのもあるのかとかね。形骸化も甚だしいし、それに委員に支給している手当も、もったいない感じがしますね。本当はボランティアでやってもらいたいぐらいの気持ちがあるんです。ここは公募委員が入って建設的な

委 員 資料をもらってまた1時間2時間かけてやるんか、そうかここでね、言うてるようにね、具体的な数値を入れて、総数の何分の1を公募の委員でしなければならないと書いてとおすすめや。

委 員 ただこれね、公募だけではね、弱いんですよ。一人入れたら公募

委 員 だから3分の1とか入れたらええねん。

委 員 私の案は4分の1ですけどね。公募委員を集めるのも難しいみたいですから。

委 員 むしろ審議会そのものを精査し

委 員 それはな、議会がする仕事やねん。

会 長 ただね、「執行機関の付属機関」というのが正しくは審議会の名前なんですけど、法律で決められてるやつがいくつかあります。一番でかいのは総合計画審議会、それから国民健康保険運営協議会とか、固定資産税評価委員会とか、ぎょうさんありますけど。法律で定まっているやつだけでも、だいぶありますね。それ以外に条例で定めてやっている、自治体独自でやっているやつもあります。ただそこで公募委員の定数を条例上、何%と枠にはめたとき、公募委員にふさわしい人が応じてくれない、一人も応募がなかったという場合、審議会が成立せんようになる。それは困る話ですわな。今度は逆に無理矢理にでも、あんた公募やという形で来てえなあと、個別に頼みに行かなあかんようなや

つも中には出てきますよね。そやからそれは公募委員が何%なかったらあかんというようなんは逆に諸刃の剣ですよ。それと申し訳ないですけどね、公募委員いうたってね、バラバラですわ。なんかまるで役所に注文付ける目的のためだけに公募委員になってる人もおるしね。

委員 あるある。全然知らんと、とんちんかんな返事しよる。

会長 議論が全然進まんのですわ。だから公募委員イコール正義の見方と、僕は思ってません。ただ、公募委員を入れることによって外部評価、つまり噂が流れますやん、「この審議会、こんな様子やったで」そういう意味でのガラス張りになる効果はあると思います。ただ公募委員の能力とか、公募委員の資質というところには、あまり過剰な期待をするのは逆に公募委員に気の毒な気がします。

委員 「公募委員を加えなければ」と書いておいて、第2項にあるように「会議録は公開しなければならない」この方がきついかもしれんね。

会長 こっちの方が大事やと思う。僕もそう思う。

委員 これ、「つながり」なんかに出てきたら、みな読むもんな。

会長 私の知ってる限りの自治基本条例、既にできてるやつでね、公募委員の記述を書いているところないと思いますわ。それはやっぱり、そういう問題があるからちゃうかなと思います。公募委員の道を開かれているだけでも公開制・透明性は高まりますからね。

委員 それは前進であるのは評価はするんだけどね、もう一步ちょっとほしいなあというのが。

会長 市民から見ても魅力のない審議会ってあるんですよ。どっちかというところ知りとうないわという、関わりたくないという審議会もあるわけですわ。

委員 審議会の任期は2年とするでぽーんと切ったらどうですか？

会 長 それは各条例に書いてあります、委員任期は。どの審議会も委員任期は定められています。

委 員 現役の人たちが参加しにくいような実態があるんとちゃうんですかね？平日の昼間にしかないとかで。

会 長 そうでもないですけどね。最近、夜やってる審議会も多いですけどね。まあもっとも、そういうイメージが定着してますわな。役所の審議会といたら平日の昼間の忙しいときにしてと、だから自営業者とか農家とか退職した人しか入れへんやないか

委 員 そうすると偏ってしまう。

会 長 私の関わっている審議会で、約半数は夜間ですわ。

委 員 大和郡山市も土曜日とかあったな。

会 長 ところがね、夜間とか土日とかにやったらね、今度はまた怒る人がおるんですよ。「何でこんな人が休みたい時間に呼び出すんや」とまた怒る人おりますねん。だからどっちにとっても文句でますねん。平日の昼間やったら勤め人は参加できへん。ほな土日夜間でやったらやね、休まなあかん時間に呼び出されてと怒られるし、どうすりゃいいのとな。

委 員 これ「会議録は公開しなければならない」と書いてるやろ。これは審議会ごとの公募の要領とか、そういうのホームページとかなんかで全部、記載してんの？

会 長 それは出るんちゃいます。会議録とは別で

委 員 それをここに入れたらどうやの？例えば市のな、その審議会の会議録、もっとはじめに、審議会する審議会ごとに、そのこういう公募要領で公募します、で、それからまた、どういう市のホームページやつながりを通じて、そういうことをきちっとやな出すということを中心に「公開しなければならない」だけやなしに、具体的に文言としてこ

ここに書いたらあかんの？

会 長 えっ？公開の方法を書くわけ？

委 員 方法論は書いたらダメ？

会 長 ああ、そこまでは言わんでええんちゃいます？

委 員 言わんでええ、ふ～ん。

委 員 私、都市計画審議会を2回、傍聴したことがあります。そして議事録を開示請求でとったことがあります。で傍聴してた時は第2委員会室で傍聴しましたから、顔とかは見えませんが、様子からすると随分、形式的やなと思いました。私は今、国民健康保険の審議会の委員です。それは前任者が後期高齢者になったので審議会から外れ、誰かが急遽せなあかんようになって私になったんですけどね、それも自分が今してるところの審議会を言ってもあれなんですけど、数字がつらつらと書かれた資料が出ます。国民健康保険の財政状況が書いてあります。しっかり読まないと分かりません。数字を見せられて思うのは、職員も大変やなと思えます。それでいただく手当というのは私の立場の実感としては多いと思えます。でもそれは先ほど言われましたように、法律や条例とかで多分、決まってるんだと思えます。

委 員 でね、そんなんでも僕、言いにいったらね、会長が言うてはるようにね、それは諸刃の剣でんねん、何や分からん人来てもらったらあきまへんねんいうてね、市の元総務部長とかそういう人たちがたくさん入ってる。そうすると手当がな高いから、ええアルバイトになるんよ。それが普通の経営者とかそういう経営感覚のある人がたくさん入ってくれるんやったらええよ。もうほとんどがやな、あんたも知ってるとおり。メンバーの発表もな、ホームページでせなあかんねん。

委 員 出てると思いますけど市議会から5人来ておられます。あとはお医者さんとか歯医者さんとか薬局の方

委 員 だから全部ね、利害関係のある人ばかり来てやな、あげてくれ言

うとるわけよ、っおかしいわ。

会 長 違う、違う。それは違う。国民健康保険運営協議会はね、医療供給側と保険加入者側と保険者側と三者代表になります。だからEven(公正)になってます。労働委員会と一緒に。

委 員 私は被保険者の代表でした。

委 員 ここでね、「選任する場合は、中立性の保持に配慮する」とありますがこの中立性とは誰が決めるんですか？何を持って中立性というのか。

委 員 だから今言うてるように

委 員 いや、会長に聞いてるんです。

委 員 だから会長が言うてはった。使用者側と歯医者さんと、それから住民側から出てくる。

委 員 その中でも、いろはがあるでしょう。その中で誰が中立と決めるのかと言ってるんです。

委 員 そんなことをね、なんぼよく書いてもね、もう適当、適当言うたら怒られるけど、一生懸命しはる。そんなことよりも僕の言うてる第2項にあるようにね、きっちりね情報開示して例えば今度ね、今言う国民健康保険のやりますと、この委員と、例えば今言うてる公益委員と使用者側でどなたとどなたでやな年齢はいくつでいうふうにやな書いて全部して、しかもここで会議録を公開すればやな、ものすごい透明になるわけよ。

会 長 あのね、今おっしゃったね、中立性の保持というのは、ちょっと僕も気になるんですね。なので、これはちょっと中立性という概念規定が難しいんですよ。だからこれはちょっとやめたほうがええかなという気がします。第2項はこのまま生かした方が良いと思います。だからいかがでしょう。伊賀市の「市の執行機関は、審議会その他の付

属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。」
これで良いんじゃないかなと思うんです。

委員 書くことによって逆に、そう書かないといけないようなことが行われてるんじゃないかと思われるような読み方をされるんじゃないかな。

委員 状況があるんであれば「中立」と書かなければいけないことであって、そんなん当たり前にしておけば別にその文章までいかんでも強くおせると思うんですよね。

会長 ということは、「中立性」を入れた方がええということですか？

委員 入れない方が良いです。

会長 入れない方が良いですよ。だって中立って難しいですよ。

委員 誰が決めるんですか？

会長 それね、その審判役だれなんやろね。

委員 だから中立性を決める人が「中立性」を決めなあかん。

会長 そうですね。

委員 市の執行機関が決めるわけやから。市長が選んだ結果がですな、中立性が保たれないと我々が判断したならば、お前それをやっとなんやないかと、そういうようなことが言えるじゃないですか。

会長 いや、中立性というのは抽象名詞でっせえ。

委員 「公正性」いうのにしたらどうかな。一緒か。

会長 一緒ですね。

委員 「公正で透明な選任を配慮する」とかそんな言葉しかできへんで、そうかさっきから言うてるように外すかどっちかや。

委員 けどみんな思わへん、中立性を決めるってものすごい難しいよ。

会長 それとね、やっぱり「公募の委員を加えなければならない」とはつきり言い切ってしまうと、齟齬（そご）をきたす危険性がありますよね。公募委員の応募がなかったいう場合、ホンマに公募のない委員会あるんですよ。そうすると委員会、成立せえへん。ということもありますね。だからやっぱり「公募の委員を加えるよう努めなければならない」でええんちゃうかな。

委員 それにしましょか。

会長 はい。それにしませんか？「選任する場合は、」にして「中立性の保持に配慮することに努める」というのをやめにしましょ。それで「公募の委員を加えるよう努めなければならない。」

委員 「市が設置する審議会等の」で市が法律で決めて設置する審議会か国が法律で決めて設置する審議会なのか。

会長 全部、入ってます。国であろうが市の条例であろうが、市が設置するわけですわ。

委員 いや、自ら決めて自ら審議会を設ける部分がどれくらいあるんですか？

会長 あっ、割合？

委員 市が法律を決めて審議会を設ける、機能しない審議会を設けている、そんなものであれば条例を変えて、審議会を設けなくても済むようにして、市の条例であればできますわね。国で決まってるのであれば国のやつを変えなくてはいけないだろうけども。だからその市が自ら決めた法律に基づいた審議会というものがどれくらいあるのかという質問です。

会 長 それはちょっと僕わかりませんね。どのくらいあります？

事務局 ほとんど市の条例で定めたものです。

委 員 そしたらなくすことも可能なわけですね。

事務局 ただまあ、なくすというか、機能していないんであれば機能させたらええということも、逆に言うたら。

委 員 行政機関がいろんなことを決めてるように、市民の声を聞きたいということで、その市が条例で任意にね、合議制の諮問機関をつくるのがこれの審議会の意味やな。だから今言うてるように、いろんな方がいろんな立場で出てこられて、それ今言うたように、それ言うてもうたら困る、いやウチは賛成やというのを話し合いでやな決めて、それを市長に言えば、市長が審議会のことに基づいて、だから一番問題は情報公開やね。

委 員 ただね、情報公開の開示請求をした場合にその請求の仕方によって固有名詞、名前とかについて黒く塗ってある。だけどそれは次の時にそうならないためにどういうふうに請求すれば良いかというのを学びましたので、そのようにすれば後で、請求したやつと両方照らし合えば、ただ委員の名前が誰であるかという固有名詞を単純に出せないという感じ。

委 員 そんなもん自分の名前をな、出せんようなな審議会やったら受けんといたらええねん。責任感がないねん。

委 員 現状、議事録はどうなってるんですか？

事務局 議事録は個々ですね、例えばこの策定委員会の議事録は見てもらったら分かるように委員さんの名前が出ていなかったりとか、その会議ごとに、例えば議論ができないとか、いろんな物事を決めるに当たって決めるまでは、先ほど情報公開の話が出ましたけども、その審議会としての方針が決まるまでは固有名詞は出さないとか、いろんなんがあると思うんです。

委員 この委員会だって最初の時にその話したじゃないですか？

事務局 今、お手元にある会議録を見てもらったら分かるように名前は出て
ないですよ。そういう決め事というのは個々で決めているというのが
現状ですね。

会長 もう一度、確認していきます。第29条第1項「市の執行機関は、
市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、公募の委員を加える
よう努めなければならない。」、第2項の「公開しなければならない」
は義務規定になってますが、例えば個人情報の保護とかに抵触する場
合がありますね。そこをうまく回避できるようにするためには「公開
を原則とする」の方がええんちゃうかな。「しなければならない」い
うてしまったら、とんでもないことになってしまう可能性があるから、
これはB案の方がええんちゃいます、第2項は。

委員 ええっとですね、先ほど2項の方で言われた、あの「努めなければ
ならない。」おとししてしまうようなことで中間として今、2項であっ
たように、つまり成立しないことを危惧して、「しなければならない」
という項目を外そうとしてるわけなんです。それと同じようにして「原
則として公募の委員を加える」というふうな中間に入ると思うんです
けど、こういうのではだめですか？

会長 それでも一緒ですよ、効果は。「原則として、公募の委員を加える
ものとする」一緒のことです。「努めなければならない。」と一緒に
すわ。

委員 ほんならそれでいいです。

委員 29条の冒頭ですね、「市の執行機関は」の「市の」は、いら
ないん違いますか？これ大和郡山市の自治基本条例やからね。

会長 ええっと、これは全部「執行機関」で通してます。第23条、24
条、全部「市の執行機関は」で通してます。だから「市の執行機関は」
で通さないと不整合になります。それ以外に「市長を除く執行機関」
いうのもでてきます。だから「市の執行機関」いうのは決まり言葉に

して固めてあるわけです。だからもしそれでおっしゃってるように、「執行機関は」という主語にするのであれば、現在、完了した条文を全部直さなあきませんね。例えば、第16条それから第18条それから第23条、第24条、これ全部換えなあきませんね。それは、「執行機関は」としてあるケースあるかな？

委員 第28条ですね。

会長 そしたらもう、「執行機関は」に統一しますか？今のご意見にそって該当する条文を全部、「執行機関」に直しておいてください。

委員 第29条をはじめから読んでください。

会長 はい。第1項「執行機関は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、公募の委員を加えるよう努めなければならない。」、第2項「審議会等の会議及び会議録は、公開を原則とする。」

委員 公開されない場合も出てきます？原則やから。

会長 個人情報の暴露になる可能性がある会議とか、それから企業秘密の暴露になるような会議は公開できませんね。

委員 だからそれは黒塗りで出てくるわけですよ、開示請求した場合は。

会長 開示請求しても黒塗りになります。情報公開といっても、部分公開と完全公開とあって、部分公開も含めて情報公開いうてるんやけど、ここで「公開しなければならない」といってしまったら、完全公開と解釈されるわけやから、そうすると法律違反を起こしてしまう可能性があります。そうするとこの条文そのものが無効になってしまう。はい、それでは今日は第29条までいったところで時間が来ました。次回は、大変重要な課題であります住民投票をやらねばなりません。この住民投票についてはですね、大きく分けて論点がいくつかありますが、ちょっとメモしていただけますか？1つは、根本的な問題ですが常設型の条例でいくのか、個別型の条例規定でいくのか。で、個別型というのは、個別の案件毎に住民投票条例を設けて、そこで投票要件

を定めていくということになります。常設型の場合は、誰が投票資格を持ってるかということも決めておかなあかんし、それから投票の成立要件も決めなあかんし、だから投票を請求する請求権者及び請求権者の請求権が成立する基準も決めなあかん。つまり総有権者総数の何%、何分の1が請求したときには投票を行わなければならないという義務づける条項も作らなあかんということですね。これらの問題がちょっとクリアされなあきません。口で言うのは簡単ですけども、実際に「外国人住民もいれましょう」とか、あるいは「18才以上から、もういれましょう」であったり、現在のいわゆる公職選挙人名簿が使えません。それだけでは足らんわけですね。そうすると外国人登録原票も探らなあかんし、18才から19才を住民基本台帳から引っ張り出さなあかんで、すごい作業になります。これに関わるコストは実は莫大です。

委員 1回したら、いくらぐらいかかるんですか？

会長 生駒市で試算したときは4千万近かったです。そのぐらいコストをかけてやるべきことなのかという議論も出てくる可能性ありますよね。で、あまりハードルを低くすると、これを武器としてですね、なんぼでも要求することができることにもなりかねない。だからどのような要件設定があるのか、あるいは個別投票でいった方がいいのか、まず入口の判断をせなあかんですね。それからその入口を超えて、常設型でいくにしても、この第31条に書いてありますように、今言った議会の側の発案、住民側の発案権をどのぐらいに設定するか、数字の判断をせねばならないということです。その点をじっくりとご判断いただいて、次回、ご決断いただきたいです。あまりハードル低くすると政争のまちにすることは可能です。役所を振り回したろうと思ったら住民投票ばかり請求したるということも可能なわけで、かといってあんまりハードル高くすると絵に描いた餅に終わる可能性もあります。それからそれに要する経費コスト、人件費抜きですよ、人件費抜きでもかなりのお金はかかる。そのコスト論を抜きにしてやってもまずいということもありますんで、一度、皆様方のご討論をここで集中的にさせていただけたらと思います。それからもう一つ積み残しが今日ありましたよね。住民自治協議会を作ることができるという条項を入れるかどうか、これはもう決断しましょう。もちろんそれは行政内部

に持ち帰っていただいて最終的成案にするに当たっては市長の決断もいります。だから委員会としての態度として一応だすことはできても、最終的に市長が「まあちょっと、ここまでは難しいで」と言うたら「この条項外せ」という指示が出るかもしれませんが、そのところはご容赦いただくとして、委員会としての態度を決めましょう。ですので次回は、その2つが集中議題になりますので持ち帰りいただいて、よくご吟味いただきますようお願いいたします。

委員 今日議論にすぐ入ってしまい、前回の会議録の確認がとんでしまったと思うんです。前は「公益通報」の議論がありまして、いわゆる世間で言うコンプライアンスの仕組みそのものが大和郡山市にまだないと、それは別途定めるということで、そしてその条例を受けて制度ができますよというような内容であったと思うんです。それやったらあまり時間がかかりすぎるんじゃないかなと思います。自治基本条例があがって市議会にあがって、ほんであの、それから条例を作ったら、これから何年かかるのか。で私、行政のことあまりよく分らないんですけども、そういうコンプライアンスの組織について、行政の長である市長が組織を立ち上げようと指示したらできるものではないわけなんですか。まず議会を通さんことには組織を作ることはできないんですか。

会長 いや、できますよ。条例やったら議会の議決がいりますけども、行政組織内部におけるコンプライアンスシステムは市長の権限でできますよ。

委員 ということは、そういう組織が未だにないということは、コンプライアンスに対する意識が低いということなんですか。

会長 いや、そんなことはないと思いますよ。

委員 一般企業では確か2000年中頃に問題になって、コンプライアンスの組織を立ち上げているというのが当たり前というふうな状況にあると思うんです。公的機関で正式にそのような組織をつくっているのはどのくらいの割合なんですか。

会 長 あかね、行政は元々、コンプライアンスの組織なんですよ。法令を遵守する義務が、採用されるときにもう宣誓しているわけですね。で、内部で誤った行為があればきちっとそれぞれの所に届け出ないと、あなたも同罪ですよというのは常識になってます。だから企業なんかの場合は利益追求のために法律違反をやっているのを見逃すリスクが高いんですね。行政は逆にそのリスクは低い。むしろ内部で例えば汚職しているとか、あるいは預かったお金を横流しにしているとか、そういうものは厳罰に処されますね。つまり懲戒委員会が招集されて、その懲戒委員会できちっと処罰されます。だからそんなにコンプライアンスのレベル低くないんです。ただ問題はね、自分の直属上司の不正とか仲間の不正をやっばりかばう傾向があるでしょ、それを防ぐために公益通報制度は強化すべきだということで議論は収束したわけですね。行政そのものはもうコンプライアンスの組織というのは徹底されていないと本当はおかしいわけです。

委 員 本来はおかしいですけど、いろいろ出てきますよね。千葉県とか。

会 長 だからあれは公益通報制度があれば防げたんです。コンプライアンスというのはもっと大きい意味でね、企業内部倫理遵守基準ていうんです。

委 員 もともとコンプライアンスの組織だから、そういうものをつくることがおかしいということですか。

会 長 いや、そうは言わんけどね。企業ほど法律違反を犯す能動性は高くない。法律を破ってまで私利私欲を図ろうなんて動機付けが元々あんまりうまれへんという仕事ですわ。むしろ企業の場合だったら犯罪にはならないことで、ものすごい消費者に不利益を与えてることあるじゃないですか。リコール隠しもそうですよね、法律違反じゃないですよ、行政指導違反ですよ。でも行政職員の場合は法律違反を犯した時点でもうクビですからね、懲戒免職ですよ。

委 員 公的機関でコンプライアンスの組織をつくっているところはそんなにはないんですか。

会 長 その言っておられる組織というのがよく分からないんですが、公益通報の委員会でしたら、ほんのわずかでしょう。

委 員 もう後にしてもらえる？最初に会議録の確認をしてなかったから、こんなことになってるんですけど。

会 長 そしたらこれだけ確認します。前回の会議録について修正のご要望等ありますか？この会議録でよろしいですか？そしたらこれでご承認いただいたものとします。ちょっと不手際で時間オーバーしましたけども、これをもって今回は終了とします。ありがとうございました。

以下余白